（平成二十九年総務省告示第四百二十一号の一部訂正）

第七条　平成二十九年総務省告示第四百二十一号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前			
政党の名称	異動事項	新	旧	政党の名称	異動事項	新	旧
［略］				［同上］			
民進党	支部の数	四八九	四九一	民進党	支部の数	四九二	四九三
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四八九	四九一		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四九二	四九三
			（届出年月日　平成二十九年十月十日）				（届出年月日　平成二十九年十一月六日）
［略］				［同上］			
日本維新の会	支部の数	一四四	一四〇	日本維新の会	支部の数	一五一	一四一
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一四四	一四〇		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	一五一	一四一
公明党	支部の数	四二八	四三〇	公明党	支部の数	四四〇	四四二
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四二八	四三〇		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	四四〇	四四二
			（届出年月日　平成二十九年十一月六日）				（届出年月日　平成二十九年十一月六日）
備考　表中の［　］の記載は注記である。							

（平成二十九年総務省告示第四百二十二号の一部訂正）

第八条　平成二十九年総務省告示第四百二十二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
一　希望の党	一　希望の党
［㈠～㈧　略］	［㈠～㈧　同上］
㈨　支部の数　一〇　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一〇	㈨　支部の数　九　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　九
［㈩・㈪　略］	［㈩・㈪　同上］
［二～八　略］	［二～八　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	